

★ 市の事業 ★

★ 長門市単独災害復旧事業 ★

国の災害復旧事業の対象にならない農地又は農業用施設の復旧費用を、一部助成する制度です。採択条件、補助割合は下記表のとおりです。

事業種目	採 択 条 件	補 助 割 合
農 地 (田 ・ 畑 等)	当年度の災害で1 施行地区の復旧額が 13 万円以上 40 万円未満の地区とする。	1 / 3 以内 (1 / 2 以内)
農 業 用 施 設 (農道 ・ 水路等)	当年度の災害で1 施行地区の復旧額が 13 万円以上 40 万円未満の地区とする。 (受益者 2 名以上)	1 / 2 以内 (2 / 3 以内)

★ 留意事項 ★

- 事業費は 13 万円以上 40 万円未満の災害です。13 万円未満は対象外です。なお、事業費の算出は、国の定めた単価を参考に市職員が算出します。
- この制度は、「原型復旧」が原則です。また、復旧範囲は、被災部分のみとなります。それ以外は、補助対象外です。また、復旧工法（内容）については、市の方で審査し、適当と認められない場合は、補助対象外となります。
- この制度は、申請者が直接業者に工事の依頼をし、工事完了後、事業費に対して上記割合を助成する制度です。市が発注する工事ではありません。
- 申請時には簡単な図面、見積等が必要となります。見積額＝事業費になるとは限りません。
- 事業費が 40 万円を超えた場合は、超えた金額全て自己負担となります。事業費は 40 万円が上限です。

□「守るべき農地」に該当する災害は補助率が（ ）内の率へ引上げとなる。

◆ 事業手順 ◆



お問い合わせ  
 長門市農林課 耕地係 23-1140  
 農林土木係 23-1141